

# 千葉商科大学附属図書館貴重図書取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、千葉商科大学附属図書館規程第6条第4項に基づき、千葉商科大学附属図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する貴重図書・資料の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (貴重図書の指定基準)

第2条 貴重図書・資料の指定基準を、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学創設者遠藤隆吉の著作、関連資料のうち、希少価値、資料的価値が高いもの
- (2) 和書は江戸時代以前（1868年）発行のもの
- (3) 洋書は1850年以前発行のもの
- (4) ロイ・ハロッド文書
- (5) その他、図書館長（以下「館長」という。）が認めたもの

## (貴重図書の指定)

第3条 貴重図書・資料は図書館運営委員会が指定する。なお、必要に応じて、専門分野の研究者の助言を受ける。

2 図書館運営委員会は、正当な理由があれば貴重図書・資料の指定を解除することができる。

## (貴重図書の整理)

第4条 貴重図書・資料は原則として一般図書と同様に目録データを作成する。

## (貴重図書の保管)

第5条 貴重図書・資料は原則として貴重図書室において保管する。

## (閲覧利用)

第6条 貴重図書・資料の閲覧を希望する本学教職員は、別に定める利用願に必要事項を記入して提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 本学教職員以外の者が閲覧を希望する場合は、事前に本学の教職員の紹介、または本人が所属する機関の紹介状を必要とし、別に定める利用願に必要事項を記入して提出し、館長の許可を受けなければならない。

3 貴重図書・資料の館外貸出しは行わない。閲覧を許可された者は、図書館職員が指定した場所及び所定の方法によって利用するものとする。

4 貴重図書・資料の貴重図書室内検索は、原則として認めない。但し、特別の理由で多数の貴重図書・資料を同時に照合する必要がある場合は、図書館職員の立ち会いのもとに入室を認める場合がある。

5 貴重図書・資料の利用は、原則として同時に10冊（10件）を超えないものとする。

6 閲覧の際、使用できる筆記用具は鉛筆のみとする。万年筆・ボールペン等の使用はできない。

- 7 利用時間は、図書館開館日の月曜日から金曜日までの10時から16時30分までとする。
- 8 閲覧した貴重図書・資料を論文等で引用する場合は、図書館所蔵であることを明記する。
- 9 ロイ・ハロッド文書の利用については第8条に定める。

#### (複写・撮影)

第7条 利用者による貴重図書・資料の複写・撮影は、原則として禁止する。

- 2 貴重図書・資料の撮影を希望する者は、別に定める許可願に必要事項を記入して提出し、館長の許可を受けなければならない。
- 3 撮影方法、撮影場所等については図書館職員が指定する。
- 4 複写は撮影等利用を原則とし、電子複写は許可しない。
- 5 撮影した画像データは、確認のため図書館に提供するものとする。
- 6 撮影した画像データを出版物やWebサイト等に掲載する場合は、図書館所蔵であることを明記する。
- 7 撮影によって得た複製物を図書館に無断で再複製、販売、譲渡、交換してはならない。
- 8 複製物に関する著作権については、申請者がすべての責任を負うものとする。

#### (ロイ・ハロッド文書の利用)

第8条 ロイ・ハロッド文書(以下「文書」という。)の閲覧を希望する本学教職員は、別に定める利用願に必要事項を記入して提出し、館長の許可を受けなければならない。

- 2 本学教職員以外の者が閲覧を希望する場合は、事前に本学の教職員の紹介、または本人が所属する機関の紹介状を必要とし、別に定める利用願に必要事項を記入して提出し、館長の許可を受けなければならない。
- 3 文書の利用は副本を利用することとし、直接原本を利用することは許可しない。
- 4 文書の複写は、副本であっても第7条の通りとする。
- 5 文書を引用する場合は、図書館所蔵であることを明記し、記載された刊行物を2部図書館に寄贈しなければならない。

#### (弁償)

第9条 故意または過失により、貴重図書・資料を紛失または破損した場合は、相当の弁償をしなければならない。

#### (授業等の利用)

第10条 本学教員が授業等において学生を引率し、貴重図書の閲覧を希望する場合は、別に定める利用願に必要事項を記入して提出し、館長の許可を受けなければならない。

#### (その他)

第11条 この要領に定めのない利用の申し出については、関係者で協議の上、館長が可否を決定する。

#### (事務)

第12条 この要領に関する事務は、研究支援課が行う。

(要領の改廃)

第13条 この要領の改廃は、図書館運営委員会の議を経て学長が行う。

付 則

この要領は、2023年2月1日から施行する。